

提案書類等作成要領

提案書類は、以下を踏まえて作成すること。提出する書類に記載する日付は、区に提出する日付とすること。

1 参加申込書

様式第2号に基づき、2頁以内で記載すること。

2 企画提案書

次の点に留意し、様式第3号に基づき作成すること。

- (1) 別紙1「令和5年度 制作予定番組内容・本数」、別紙2「令和5年度番組編成」、別紙3「放送番組予定表(令和5年4月)」、別紙4「令和5年4月23日 文京区議会議員選挙・文京区長選挙 番組編成」、別紙5「区議会放送ローテーション」等を参考に、10月から11月までのある1週間(月曜日から日曜日)を想定した場合、どのような番組を提案できるか企画すること。ただし、生放送を除く制作番組の納品日は、放送前週の金曜日17時までとする。
- (2) 「1 提案番組」の「番組ジャンル」及び「番組の形式」については、該当するものを選択し、「番組尺」については尺数(分)を記入すること。
 - ア 「番組ジャンル」については、仕様書(案)6(2)イ中の「番組制作の対象となる分野」を参照のこと。特に、地域活性化を図るような区民参加型の番組、防災に関する番組が盛り込まれることが望ましい。
 - イ 「番組の形式」の区分は以下のとおりとする。
 - (ア) 単発・・・1回限りの制作番組
 - (イ) 毎週・・・週替わりで、毎週新規で制作する番組
 - (ウ) 毎月・・・月替わりで、毎月新規で制作する番組
 - (エ) その他・・・上記(ア)、(イ)、(ウ)のいずれにも属さないもの
- (3) 「2 番組内容」は、提案する番組ごとに作成すること。
- (4) 「2 番組内容」には、具体的な番組の内容、ポイント、テーマ・趣旨、簡単な制作手順(スケジュール)などを簡潔・明瞭に記載すること。なお、制作手順(スケジュール)の各行程において、作業時間に何日要するかを併記すること。
- (5) 「3 その他」には、(1)から(4)まで以外の提案事項があれば、作成すること。例えば、「障害者差別解消法」を踏まえた誰もが見やすい工夫がされた番組制作として、番組そのものに、番組の要点等の字幕を入れる提案があれば望ましい。

3 本業務の人員体制

- (1) 様式第4号に基づき、本業務に携わる主な人員について記載すること。
- (2) 実務経験年数は、令和5年10月1日現在で記載すること。

なお、実務経験年数については、月単位で記載すること。
- (3) ここで記載する人員数は、見積書の内訳(指定様式なし)で記載する人件費の内訳で示した人員数と一致すること。
- (4) 職種のほかに、常勤職員か非常勤職員かを記載すること。

4 視聴者を増やす工夫

様式第5号に基づき、視聴者を増やす工夫に関する業務について、仕様書9(1)～(4)に記載の項目に関して、効果的な方法を具体的に記載すること(なお、すべての項目に触れなくても良い)。

6 災害時等緊急時の番組制作体制について

様式第6号に基づき、災害時や感染症発生時等の緊急放送や特別番組の制作のための体制について、現段階で想定できる範囲で具体的に記載すること。

7 業務受託実績

- (1) 様式第7号に基づき、記載すること。
- (2) 業務の実績は、令和元年度以降の契約で、国又は地方公共団体等の中で広報番組を制作した実績について記載すること。主要業務、類似業務は、共に最大5件までとする。
- (3) 主要業務とは、テレビ放映用の広報番組の制作をいう。
- (4) 類似業務とは、(3)で制作した番組のインターネット動画配信業務をいう。
- (5) 契約方式欄は、プロポーザル方式又はプロポーザル方式以外の契約(一般競争入札・指名競争入札・随意契約)のいずれかを記載すること。

7 会社組織図

本業務に係る部署を中心に作成し、その部署名と主な業務内容を記載し、A4判1頁で作成する。

既存のものがあれば、それでもよい。

8 会社概要

既存のパンフレット等でもよい。

9 見積書

- (1) 見積書の各単価は消費税抜きで記載し、別欄に消費税額を明示した上で、見積額合計には、消費税込みの額を記載すること。
- (2) 見積書の件名は、「有線テレビによる広報番組制作業務委託」、宛先を「文京区長」とし、事業者の代表者名及び代表者印を押印すること。
- (3) 見積書には、数量、単価等を具体的に記載した内訳書を添付すること。
- (4) 本事業の収録や編集等を行うため、新たな機器類の購入又はリース、システムの導入、設備の設置等をする場合は、その金額を内訳書に漏れなく記載すること。
- (5) 人件費については、様式第4号「本業務の人員体制」に掲げた人員について、職種別に内訳(単価、月数、人数等)を記載すること。
- (6) (4)、(5)について、番組ごとの制作費の単価を算出、記載し、それを積算した金額を記載してもよい。

10 財務諸表

直前決算期分から3か年分のもので、法人については貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書を添付すること。